

審査請求人意見書

1. 文部科学省意見書について

本件審査請求を通じて、文部科学省が不開示理由をより具体的に説明したことに謝意を表したい。

当初の開示決定では、下記のとおり記載されていた。

「非公開問題についてのデータに関しては、次年度以降の調査においても出題するため、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第六号ハに該当するため不開示としました」

しかし、この記載から不開示対象及びその理由を具体的に理解することは審査請求人にとって困難であった。特に以下の点が不明であった。

- 全国学力・学習状況調査の問題は調査終了後に公開されるものと理解していたため、それとは別に一般には公開されない問題が存在することは認識していなかった。
- 「非公開問題」とはどのような問題で、なぜ非公開なのか
- 不開示データとは何か

今回の意見書によって、以下のことが初めて明確になった。

- 全国学力・学習状況調査では、受検者には出題されるものの一般には公開されない問題が存在すること
- それらは次年度以降の調査でも継続利用する予定であること
- 不開示対象はそのような問題に関するデータであること

審査請求人は、この説明によって初めて文部科学省の不開示理由を正確に理解することができた。

もう一つ、評価したいのは開示方法の変更である。当初は「スキャナーにより電子化したものの交付」とされていたが、今回の意見書において、請求人が求めているのが PDF 化された資料ではなく XML 文書等の電磁的記録そのものであることを理解し、開示方法を見直す旨が示された。

特に、行政機関が電子的に保有する XML 文書、画像、スタイルシート等について、請求人がその電子的記録自体を求めている場合には、電子的記録としての開示を検討するこ

とが望ましいと考える。この考え方は、本件に限らず今後の情報公開実務においても重要な意義を有する。

2. 問題の再利用と問題内容の非公開について

文部科学省は、非公開問題について、「次年度以降の調査に出題することで学力の経時変化を把握する設計としている」と説明している。審査請求人は、このような運用方針自体を争うものではない。非公開問題が開示されれば、当該問題を次年度以降も利用することが困難になる可能性があることについても理解する。

したがって、審査請求人は、次年度以降も利用される問題の内容そのものを公開すべきであると主張するものではない。

3. 本件の本質は問題内容ではなく表現方法の検証である

本開示請求の目的は、問題内容を知ることではない。全国学力・学習状況調査における CBT 問題がアクセシビリティ（障害者等にとっての利用のしやすさ）を備えているかどうか客観的に検証することが目的である。

検証のために必要な情報の例をいくつか示す。

- 問題文や選択肢がテキストとして表現されているか、それとも画像として表現されているか。
- キーボード操作だけで回答可能な問題か。ポインティングデバイスによる操作が必要な問題か。
- ドラッグアンドドロップを必要とする問題か。

これらは、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等の趣旨から見ても、公的な CBT システムのアクセシビリティを評価する上で重要な情報である。

4. 問題内容を秘匿した部分開示の可能性について

今回の文部科学省の意見書によって不開示理由が明確になったため、審査請求人は、問題内容を秘匿した上での部分開示という方法があり得ると考えるに至った。

具体的には、問題を構成する XML 文書、画像、スタイルシート等に次の加工をする。

- XML 文書中の問題文、設問文、選択肢等の児童生徒の目に触れる一つ一つの文字は、それぞれ黒四角（■）に置換してから開示する。
- 画像中の文字については塗りつぶし又は画像自体を非開示とする。ただし、各画像に含まれる文字数は開示する。

この部分開示方法には以下の利点がある。

- 問題内容は一切明らかにならない。
- 次年度以降の利用可能性も維持される。
- アクセシビリティを備えているかどうかを客観的に検証することは可能となる。

審査請求人が地方公共団体（京都府と埼玉県）に対して行った同種の情報公開請求においては、上記の加工による部分開示が行われている。ただし、埼玉県の事例では画像内文字数の開示が行われておらず、異議申し立てを予定している。

5. 今後の情報公開実務における意義について

CBT は今後、全国学力・学習状況調査に限らず、様々な公的試験や学力調査において利用されることが見込まれている。したがって、「問題内容を開示できない場合は、アクセシビリティについての検証が可能なように部分開示すべきである」という考え方は、今後ますます重要になると考えられる。

本件で部分開示が認められれば、公的 CBT に関する今後の情報公開請求においても、問題内容の保護とアクセシビリティ検証の両立を図る有益な指針になるものとする。

6. 結論

審査請求人は、次年度以降も利用される問題については、問題内容そのものの公開を求めるものではない。求めるのは、アクセシビリティ検証に必要な問題データの開示である。

審査会におかれては、開示するのかそれとも開示しないのかの争いとして本件をとらえるのではなく、問題内容を秘匿しつつ、公的 CBT 問題のアクセシビリティに関する検証可能性をどこまで確保できるかという観点から検討されるよう求める。

以上